

様式3-1 全国規制改革要望書

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(空欄)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	(空欄)	その他(特記事項)
		1	市長の専決処分による市の部課の設置		地方自治法第158条第7項の規定により、市町村の部課の設置は条例による制定が必要だが、市長の専決によりこれを行い、議会に対しては報告のみで可としようとするもの	総合計画の政策-施策-事務事業体系(目的志向体系)に即した戦略的組織の構築のため、市長の専決処分により組織構築を行う。	近年、自治体ビジョン(総合計画)の達成のため、行政評価を導入する自治体が増えてきている。しかしながら、事務事業評価のレベルであっても、一つの施策に複数の課が所管する事務事業が混在している状況が多く見られ、施策の中における事務事業のプライオリティを付けづらいのが現状である。また、事務事業の再編のプロセスの中で、施策レベルの見直しも十分考えうところである。本来自治体ビジョンの達成のためには、目的志向体系の組織、予算管理が必須であるが、それは事業戦略の見直しがあった場合には、迅速に対応されなければならない。しかしながら、現状においては、部課の設置については議会の議決を経なければならないことになっており、迅速な組織構築をするに当たり制度がそれを担保してくれない状況にある。したがって、戦略的組織構築を首長の専決で行うことを希望するものである。なお、この規制緩和により、恣意的な組織の構築を図るものではない。	地方自治法第158条第7項	総務省		
		2	款項目に囚われない予算執行管理		地方自治法第216条、地方自治法施行令第147条、地方自治法施行規則第15条の規定による款項目節に囚われない予算の執行管理をしようというもの。	予算の歳入歳出の執行管理は、地方自治法第216条、地方自治法施行令第147条、地方自治法施行規則第15条の規定による款項目節に分類し、なされなければならないが、自治体の戦略的経営を推進するため目的志向体系による予算の執行管理をしようというもの。	近年、自治体ビジョン(総合計画)の達成のため、行政評価を導入する自治体が増えてきている。しかしながら、事務事業評価のレベルであっても、一つの施策に複数の課が所管する事務事業が混在している状況が多く見られ、施策の中における事務事業のプライオリティを付けづらいのが現状である。将来的には、政策・施策にマネージャーを置き、役所内リソースに係る執行管理権限を与えて、自治体戦略に基づく自立的な組織運営を目指すことを考えているが、現状の款項目の区分の下では、間接費に係る部分を施策・事業毎に把握するのが困難である。従って、会計を発生主義に変えることと併せて、独自の目的志向体系に併せた予算の執行管理体制が必要になると考えられる。なお、この規制緩和により、財務会計システム内で法に基づく予算管理も併せてするものである。	地方自治法第216条、地方自治法施行令第147条、地方自治法施行規則第15条	総務省		